

労働分野の「規制緩和」路線を中止し、人間らしい雇用の実現を求める意見書

大企業・財界は、中高年への「リストラ」と新規採用の抑制によって、正社員を減らし、派遣や請負、パート、アルバイトなど非正規雇用への置きかえを進めている。そのため労働者の3人に1人、若者の2人に1人は、不安定雇用のもとに置かれ、違法行為がまかり通る異常な職場、極端な低賃金や無権利状態に苦しめられている。

正社員から非正規社員への置きかえを加速させ、労働環境を無法状態にしたのが、これまでの政府が進めてきた労働分野の「規制緩和」である。2004年には労働者派遣法の改定でそれまで禁止されていた製造業への派遣ができるようになった。1999年には民間の有料職業紹介が自由化され、2003年の労働基準法の改定では有期雇用の延長が可能になり、契約社員が増加している。

「規制緩和」ばかり進めてきた政策の根本的転換をしなければ、違法行為と雇用不安が蔓延し、日本の将来に重大な禍根を残すことになる。子育て・サラリーマン層の多く住む本市においても市民生活を不安定にし、市財政にも影響を与える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、政府が労働分野の「規制緩和」路線を中止し、以下の点を実行して、人間らしい雇用の実現を図ることを求めるものである。

記

- 1 解雇を規制し、異常な長時間労働とサービス残業をやめさせる法整備を行い、雇用を拡大すること。ホワイトカラーの労働時間規制撤廃は絶対に行わないこと。
- 2 賃金、休暇、教育訓練、福利厚生、解雇、退職その他の労働条件の均等待遇のルールを確立し、男女間格差、パートや派遣と正社員との格差をなくすこと。
- 3 雇用保険の給付期間を現在の300日から1年まで延長し、雇用保険が切れて生活が困窮する失業者への生活保障や、失業者の子どもの教育費や住宅ローンなどの緊急助成・つなぎ融資制度を創設するなど失業者の生活を守るとともに有給の職業訓練制度や訓練貸付制度を創設し、職業訓練制度を抜本的に拡充し、再就職への道を開くこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年 6 月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司